

岸和田市地域公共交通協議会規約の確認について

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">岸和田市地域公共交通協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)並びに都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年度3月16日付国都街第77号)の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会(以下「交通協議会」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。</p> <p><u>2 分科会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。</u></p> <p><u>3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">岸和田市地域公共交通協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)並びに都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年度3月16日付国都街第77号)の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会(以下「交通協議会」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。</p> <p><u>2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。</u></p> <p><u>3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。</u></p> <p><u>4 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>